



自転車ヘルメット着用促進モデル事業所 自転車ヘルメット着用促進宣言事業所

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対する自転車ヘルメットの着用が努力義務となりました。

当府警察では、業務や通勤時における自転車ヘルメットの着用を促進するため、自転車ヘルメット着用促進モデル事業所等の指定・認定を行っています。



京都府警察本部
ホームページ

～自転車ヘルメット着用促進モデル事業所の取組紹介～



オリジナルポスターの作成



啓発活動の様子

自転車ヘルメット着用促進モデル事業所 12事業所

- ・ 洛和会ヘルスケアシステム ・ 株式会社 聖護院ハツ橋総本店
- ・ ジャパンマリンユナイテッド株式会社舞鶴事業所
- ・ 社会福祉法人清和園 鳥羽ホーム ・ 綾部市役所
- ・ 上京税務署 ・ 公益社団法人八幡市シルバー人材センター
- ・ 日東精工株式会社 ・ 医療法人医仁会武田総合病院
- ・ 医療法人相馬病院 ・ 医療法人医仁会老人保健施設白寿
- ・ 京都市醍醐・南部地域包括支援センター (令和7年3月末現在)

1 指定

交通部長

2 条件

- ・ 事業用自転車を5台以上保有していること
- ・ 業務運行時のヘルメット着用を義務化すること
- ・ 業務に使用するヘルメットを整備すること
- ・ 自転車で通勤する職員に対しヘルメットの購入を支援すること
- ・ 府警の自転車ヘルメット着用促進等の啓発活動に参画すること

～自転車ヘルメット着用促進宣言事業所の取組紹介～

1 認定

警察署長

2 条件

- ・ 職員に対するヘルメットの着用促進を宣言すること
- ・ 職員に対するヘルメットの着用促進を図るため、警察からの安全情報を積極的に活用すること

自転車ヘルメット着用促進宣言事業所
296事業所 (令和7年3月末現在)



- 職員が業務で自転車に乗るときは、ヘルメット着用を義務化
- 職員が通勤時に自転車に乗るときは、ヘルメットを着用するよう促し、新規にヘルメットを購入する際の一部補助制度を開始
- 出入り業者に対して、ヘルメット着用推進の依頼文書を送付等

認定式の様子



「自転車ヘルメット着用促進モデル事業所」及び「自転車ヘルメット着用促進宣言事業所」については、事業所の所在地を管轄する警察署交通課にお問い合わせください。

京都府警察